

桑名市マンション管理適正化推進計画

令和6年4月1日

桑名市役所 都市計画課

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第3条の2第1項に基づき、桑名市マンション管理適正化推進計画を以下のとおり策定します。

1. マンションの管理の適正化に関する目標

本市内におけるマンションの戸数は、平成30年時点で約2800戸、築40年を超えるマンションは約60戸と推計され、10年後には約4.5倍、20年後には約27倍に増加することが予想されます。

また、本市内の10戸以上の分譲マンションは約63棟、このうち令和6年1月時点で築20年以上のものは約33棟存在し、10年後には約1.6倍、20年後には約1.9倍に増加するということが予想されます。

このように、今後、高経年マンションの急増が予想されることを踏まえ、マンションの管理の適正化を進めます。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本計画期間内に管理組合に対して実態調査等を行い、本市内のマンションの管理状況を把握します。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、マンション管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」（令和3年国土交通省告示第1286号。）において定めるマンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、窓口、広報紙、ホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6. 計画期間

令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

マンションの管理の適正化に関しては、三重県の取組と連携し、施策に係る情報交換や意見交換等を行い、マンションの管理の適正化に向けた効果的な取組の検討を進めます。